

2020年9月
函館海上保安部

函館港利用者の皆様へ、航行・錨泊禁止措置に協力いただき、ありがとうございました
～函館港秋・函館合同花火2020～

令和2年（2020年）9月19日（土）、函館において、疫病退散と地域の明るい未来への願いを込めた「函館合同花火2020～未来への希望の光～」が行われました。

この花火大会は例年7月に行われるものの、時期をずらし、新型コロナウイルス感染拡大のもと3密を避けるため打ち上げ場所を4か所に分散し、地元TV局やラジオ局がウェブやケーブルテレビで中継する等工夫を凝らしながら行われ、敬老の日（21日）、秋分の日（22日）とシルバーウィークと呼ばれる4連休初日の夜を飾りました。



4か所のうち唯一、海上に及ぶ緑の島（函館市大町）からの花火の打ち上げでは、函館港第1区のうちの緑の島を囲む海域において、花火開始予定の少し前から終了まで、およそ40分の間、花火大会用の警戒船等関係船舶以外の船舶の航行と錨泊を禁止しました。また、禁止した海域付近には巡視艇すずらん（CL170、総トン数26トン、長さ20m）が待機、岸壁からの海中転落等不測の事態に備え警戒にあたり、その他の巡視船艇からはライトメールを用いて海域使用の禁止措置の周知を行いました。



今回、緑の島周辺海域を対象に公示したような一般船舶の航行や錨泊を制限又は禁止する行為は、港則法（昭和23年7月15日法律第174号）第39条第1項の規定（罰則は第50条）に基づき行われているものです。

第39条 港長は、船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港内において航路又は区域を指定して、船舶の交通を制限し又は禁止することができる。

2 前項の規定により指定した航路又は区域及び同項の規定による制限又は禁止の期間は、港長がこれを公示する。

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一、二（略）

三 第8条第3項、第10条（第43条において準用する場合を含む。）、第14条の2又は第39条第1項若しくは第3項（これらの規定を第43条において準用する場合を含む。）の規定による処分の違反となるような行為をした者

四、五、六（略）

この花火大会は、地域を盛り上げるために企画されたものであり、そうであればこそなおさら安全に行なわれる必要があります。関係者以外は花火の打ち上げ場所から一定の保安距離内に入らないことが求められます。一方で、これは私たちの公共財である港の利用を公に制限

することでもありますので、時間、場所のいずれの点からも必要最小限の範囲でなされなければなりません。このような考えのもとに、時間帯、場所を設定し、2週間前に公示しました。



花火大会当日、4か所からの花火の打ち上げは安全に行われ、少なくとも函館港内では花火大会前後、海上でヒヤリとするようなこともありませんでした。計3千発の花火が打ち上がり、西からのやや強めの風が吹く函館の秋の夜空を彩った花火大会の成功をお祝いするとともに、函館港の海域利用にご協力をいただき感謝申し上げます。

令和2年9月20日
函館港長